平成２３年（フ）第９４３号
広島市中区江波西１丁目23番９―201号
債務者　玉利　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２５号
広島市東区温品３丁目17番９―102号　道下荘
債務者　村上　俊之
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２７号
広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽602号
債務者　三島　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２８号
広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽602号
債務者　三島トミエ
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８３号
愛媛県松山市小坂５丁目17番25号
債務者　梅田　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県三潴郡大木町大字大藪52番地１
債務者　宮﨑　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
宮崎県小林市細野5413番地492
債務者　壹岐　明美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４６７号
鹿児島県いちき串木野市大里6231番地　県営市来団地531号
債務者　小吹　和洋
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字篠川447番地
債務者　林　誠次郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市上野字新里1113番地４
債務者　鈴木　海帆（旧名美保）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市城辺字西里添1042番地１　流建アパート202
債務者　根間さえ子（旧姓下里）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第３７２号
秋田市新屋船場町７番36号
債務者　小柳　弓子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
長野県岡谷市幸町７番13号　都野守英美方
債務者　大石　恭子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９３号
長野県諏訪郡下諏訪町5229番地
債務者　依田　拓磨
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１２６０号
京都市西京区桂芝ノ下町18番地17　コスモリブル桂203
債務者　池川　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７６号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地８棟102号
債務者　能西美津子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２６号
京都市山科区勧修寺平田町128番地　マリッチブラン301号、住民票上の住所京都市伏見区醍醐廻り戸町５番地20
債務者　三田村　征
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係